

国家戦略特区WGの8月19日（火）ヒアリング後の要請事項
に対する回答

（国有林野の民間開放）

1 論点に対する考え方

- ・ 別添のとおり

2 要請資料

- ・ 別添のとおり

なお、「県有林の民間への貸借事例及びその仕組み」については、国の制度ではないため、把握しておりません。

国家戦略特区（テーマ：国有林野の民間開放）

国有林と民有林を一体的に管理するなど、民間の経営ノウハウを活用した効率的な林業を推進するため、国有林を民間へ貸し出すコンセッションのような仕組みを措置できないか。

（上記論点に関する考え方）

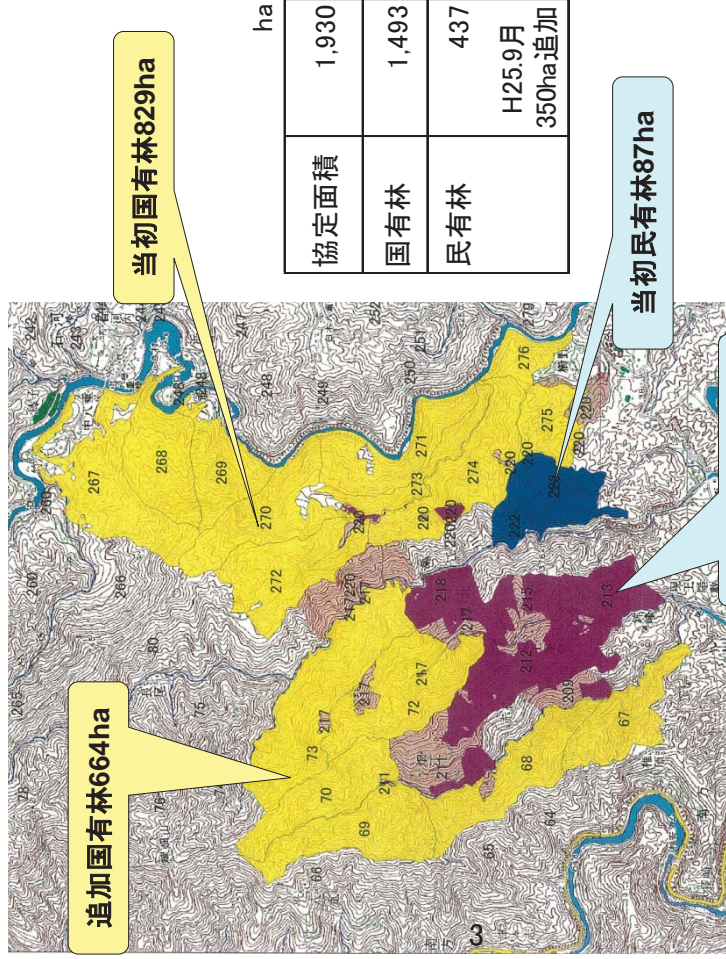
- 1 国有林野については、「国民の森林」として公益的機能の維持増進を図っていくため、国有財産法等において、国が森林経営するための土地や立木等の財産（森林経営用財産）と位置付けられており、その管理経営に当たっては、森林法等に基づき、流域毎の立地条件等を勘案し、地域及び国民の意見を聴きつつ、5年毎に森林計画等を策定し、その計画に基づき伐採や造林等の事業を実施しているところである。
- 2 こうした法律上の位置付け等からすると、国有林野の貸付については、その用途又は目的を妨げない限度において可能となっているものの、上記1から、民間が森林経営を行うために貸し付ければ、国が森林経営を行う国有林野とは位置づけられなくなり、国有財産として国が所有する意義が失われることから、民間の森林経営のために貸し付けることは困難と考えている。
- 3 その上で、国有林野内において国と共同した森林整備を希望する地方公共団体や民間の者がいる場合には、国民参加の森林づくりの一環として、森林計画等の下で、希望者（造林者）と国が契約を締結し、造林者が植栽・保育を行い、国が立木を販売した収入を造林者と分収する制度（分収造林）が、貸付とは別に措置されている。
- 4 また、国有林野事業の実行に当たっては、森林・林業再生に貢献するため、林業事業体の育成や国産材の安定供給体制の構築等に寄与する取組を推進しているところである。
具体的には、国有林のスケールメリットを活かし、間伐等の森林整備や林産物の供給をまとまった単位で実施することや、民間のノウハウを引き出すべく、一般競争入札の下で、事業者から技術提案を受ける総合評価落札方式を採用するなどの取組を進めているところである。
- 5 さらに、地域の施業集約化の取組を支援するため、国有林野に隣接する民有林と連携して森林共同施業団地を設定し、路網の連結等を通じて民有林内での効率的な団地形成を促す取組を進めているところである。また、川下の大ロットでの需要に対応した供給を行うため、国有林と民有林が連携した協調出荷を通じ安定供給する取組も始めているところである。
- 6 これらにより、民有林・国有林を通じた効率的な林業を推進できるよう、国有林野の管理経営に取り組んでいるところである。

〈国有林と民有林の具体的な連携事例〉

《集約化への貢献》

かしらみず

宮崎県 榑・白水地域森林整備推進協定



《協定》

平成24年3月 「榑・白水地域森林整備推進協定」を締結
平成25年9月 私有林を集約した森林組合が協定に参加

《本協定の特徴》

- ・民国連携による効率的な森林整備を目的として、国有林と当地区において施業を予定していた地元民間企業の2者による森林整備推進協定を締結し、森林共同施業団地を設定
- ・民国連携した団地の取組に触発され、地元児湯広域森林組合が団地周辺の私有林を集約化し、新たに協定に参加（私有林側の協定区域が87haから437haに拡大）
- ・これに合わせ、国有林も、当初の829haから1,493haに増加。

《民有林と協調した安定供給》

長崎県 対馬流域森林整備推進協定



対馬港での積込作業

団地面積		
(ha)	国有林	民有林
27,377	4,960	22,417

《協定》

平成22年3月 「対馬流域森林整備推進協定」を締結

《本協定の特徴》

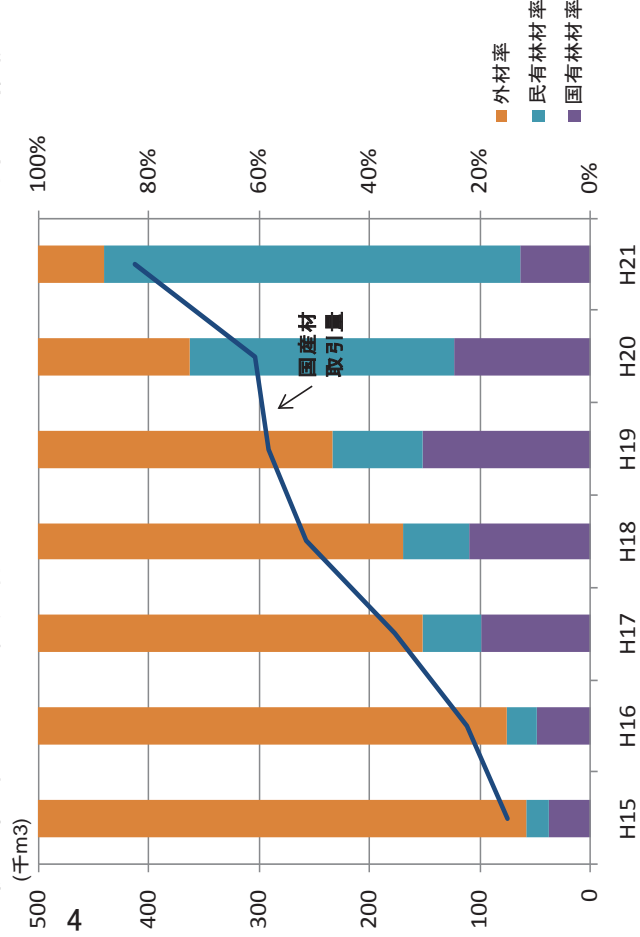
- ・対馬市の国有林を核に、長崎県、対馬市、林業公社、森林組合（私有林）の民有林と連携
- ・協定に基づき策定した事業実施計画に基づき、路網の整備や間伐等の森林整備を実施
- ・合同積載による海上輸送を行うなど、民有林と協調した木材出荷を実施

〈 国有林と民有林の具体的な連携事例 〉

- 林野庁は、全国で約760万haの国有林野を管理経営し、公益的機能の維持増進とあわせて林産物を持続的・計画的に供給。国産材の利用拡大に取り組み需用者に対し、民有林材を補充するような形で国有林材供給を実施。
* 近年では、年間200万m³を超える丸太を継続的にマーケットに供給
- 平成25年度に一般会計化して以降は、国有林材供給調整検討委員会を設け、外部の有識者の意見をきくなど民有林との連携を図りつつ、必要に応じて国有林材の供給時期の調整等を実施。

従来は外材中心であった合板工場(秋田県A社)に対して、国有林が安定供給システムによる販売により一定期間安定的に供給量を増やし、国産材のシェアを高めることに成功。その後は国有林材の供給を減らすことにより、民有林材の販路を大幅に拡大(H15:3万m³→H21:36万m³)

秋田県A社における国産材の取引量及び取引量に占める割合の推移



※安定供給システムによる販売
間伐等の森林整備を通じて生産される並材や低質材について、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化に取り組み製材工場や合板工場等(企画競争によって選定)との協定に基づき、国有林材の計画的な供給を行う販売

林野庁及び各森林管理局に「国産材供給調整検討委員会」を設置し、供給調整の必要性も含め、有識者等を交えて検討を行いました。
その結果、原木の不足が見られる北海道、近畿中国、九州の各森林管理局の管内において、追加供給等を行いました。

国有林材供給調整検討委員会の開催

局	概要
北海道	年度内に素材の追加供給約3万m ³ を実施。
近畿中国	年度内に素材生産約2.5万m ³ の前倒しや立木販売約1.6万m ³ の前倒しを実施。
九州	年度内に立木販売約6万m ³ の前倒しを実施。



場所：北海道札幌市
説明：写真は、北海道森林管理局第1回国有林材供給調整委員会の様子です。

国有林野の売払いの基準について

国有林野を売払いする場合は、「国有林野処分の実施方針について」3 林野業二第 174 号林野庁長官通知の規定に基づき適切に対応している。

国有林野処分の実施方針について（抜粋）

国有林野処分の実施方針

第1 基本的考え方

1 今後における国有林野の処分に当たっては、①社会的要請に沿った国土の有効利用、地域振興等の観点に立ち、我が国経済社会において果たすべき国有林野事業の役割を踏まえ、②国土の保全、自然環境の保全等にも十分配慮しつつ、個々の国有林野のおかれている自然的、社会・経済的、行政的諸条件に応じた適正な土地利用の推進に資するものとする。

この場合、基本的には、国有林野の管理経営上必要なものとそれ以外のものに仕分けした上で、処分することが妥当なものについては、地元地域及び国有林野の管理経営との調整を図りつつ処分を進めていくものとする。

2 国有林野は、国民共通の貴重な財産であることに鑑み、極力、公用・公共用の用に供することにより有効利用を図るとの観点から、公用・公共用の用途を他に優先して処分することとする。

1 不要となった林野の売払例(平成25年度林地公売)

売払年度	局	署	所在地	面積(㎡)	相手方 区分	用途	備考
25	東北	津軽	青森県南津軽郡大鰐町	3,808	法人	未定	適用条項:会29-3
25	関東	白河(支)	福島県須賀川市	741	個人	未定	適用条項:会29-3
25	九州	福岡	福岡県遠賀郡岡垣町	557	法人	未定	適用条項:会29-3

2 林野を公用・公共用として売り払った主な例(平成25年度売払い)

売 払 年	局	署	所在地	面積(m ²)	相手方 区分	用途	備考
25	北海道	石狩	北海道千歳市	58,050	国	道路用地	適用条項:財15
25	東北	津軽	青森県中津軽郡西目屋村	265,721	国	ダム用地	適用条項:財15
25	関東	東京神奈川	神奈川県相模原市	64,100	地公体	公園用地	適用条項:予99-21
25	九州	鹿児島	鹿児島県大島郡徳之島町	34,600	地公体	道路用地	適用条項:予99-21

国有林分収造林制度の概要

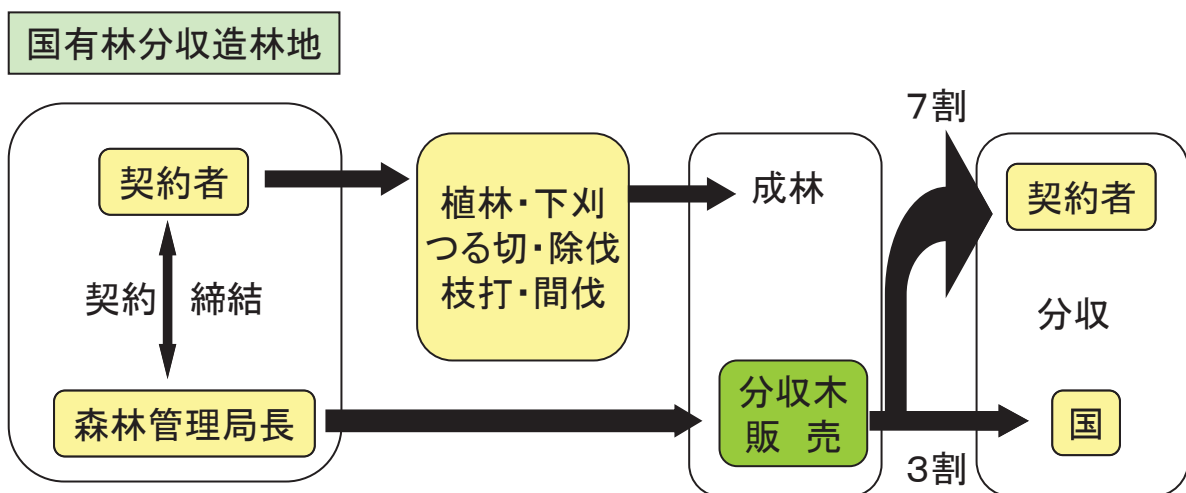
1 定義

国有林の分収造林は、造林者(国以外の者)が契約により国有林野に木を植えて、一定期間育て、伐採し、その収益(販売代金)を国と造林者とで一定の割合で分収する制度。

2 仕組みの主な内容

- (1) 植栽する樹種は、主として一般的な造林樹種(主にスギ、ヒノキ等)。
- (2) 対象面積は、原則として1ha以上を対象。
- (3) 契約期間は、最長80年。
- (4) 収益の分収割合は、通常、造林者7、国3
- (5) 分収木(植栽された樹木)は、国と造林者の共有。

国有林分収造林の仕組み図



3 分収造林契約の現況(平成26年3月末)

契約件数 約20千件、契約面積 121千ha

国有林野の貸付けについて

国有財産法において、行政財産は、原則、貸付けを行うことができない（国有財産法第18条）が、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律第7条において、国有林野の用途又は目的を妨げない限度において、貸し付けることができるとされている。

なお、貸付けは、相手方からの申し込みに基づき、随意契約で行われるため、会計法等の随意契約の条件に適合している必要がある。

（関係条文）

○ 国有林野の管理経営に関する法律（抜粋）

（昭和二十六年六月二十三日法律第二百四十六号）

（国有林野の貸付け、売払い等）

第七条

第二条第一項第一号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用（収益を含む。以下同じ。）させることができる。

一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。

二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。

三 第六条の二第一項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。

四 放牧又は採草の用に供するとき。

五 その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が五ヘクタールを超えないとき。

2 前項の規定により国有林野を貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させる場合には、国有財産法第二十一条から第二十五条まで（鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。）の規定を準用する。

○ 予算決算及び会計令（抜粋）

（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- 二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第百二条の四 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合において、指名競争に付そうとするとき。
- 二 一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからハまでの一に該当するとき。
 - イ 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。
 - ロ 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であること。
 - ハ 契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。
- 三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。
- 四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。
 - イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。
 - ロ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあること。
 - ハ 買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。
- ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。
- 五 第九十四条第一項各号に掲げる場合において、指名競争に付そうとするとき。
- 六 第九十四条第二項の規定により、随意契約によることができる場合において、指名競争に付そうとするとき。
- 七 第九十九条第一号から第十八号まで、第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約によろうとするとき。

1 国有林野の売払いの基準については、「国有林野処分の実施方針について（抜粋）」を提出頂いたが、当該方針の法令上の根拠をご教示願いたい。また、当該方針は極めて抽象的なものにとどまっているが、国有林野の売払い及び貸付けについて、更に詳細に定めている基準があれば頂きたい。

1 国有林野を含む国有財産は、行政財産及び普通財産に区分される（国有財産法第3条）。行政財産はすべて国において必要な用に供し、又は供するものと決定したものであり、売り払いができない（国有財産法第18条第1項）。

これは、行政財産が国の行政目的を遂行するための物的手段であり、国有の公物であることから、その本来の用途又は目的が阻害されるおそれがあることを防止するためである。（「平成6年改訂国有財産法詳解」参照）

林野庁が所管する森林経営用財産は、行政財産に分類されており（国有財産法第3条第2項第4号）、原則として売払い等の対象としない。

2 一方、国有林野事業においては、国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを管理経営の目標の一つにしている。（国有林野の管理経営に関する法第3条）。

このため、公用、公共用や公益事業の用に供するときなどで、国有林野の有する公益的機能の維持増進その他国有林野事業の使命達成上支障がない国有林野に限って、限定的に売払い等ができることとしており、一定の基準を示しているところである（国有林野の管理経営に関する法律第7条及び第8条に規定）。

○国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）（抄）

（国有財産の分類及び種類）

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第二号の職員をいう。）の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

（処分等の制限）

第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 国以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（国と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 国が地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 国が行政財産である土地及びその隣接地の上に国以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を所管することとなる各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

- 四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、国以外の者（当該庁舎等を所管する各省各庁の長が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 五 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この条において「特定施設」という。）を国以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前各項の規定に違反する行為は、無効とする。
- 6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。
- 7 地方公共団体、特別の法律により設立された法人のうち政令で定めるもの又は地方道路公社が行政財産を道路、水道又は下水道の用に供する必要がある場合において、第二項第一号の貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定又は前項の許可をするときは、これらの者に当該行政財産を無償で使用させ、又は収益させることができる。
- 8 第六項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、適用しない。

○国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）（抄）

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの
 - 二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつているもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）
- 2 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全であつて、国が行うものを含む。以下同じ。）の事業をいう。

（国有林野の管理経営の目標）

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

（国有林野の貸付け、売払い等）

第七条 第二条第一項第一号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用（収益を含む。以下同じ。）させることができる。

- 一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。
- 三 第六条の二第一項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。
- 四 放牧又は採草の用に供するとき。
- 五 その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が五ヘクタールを超えないとき。

2 前項の規定により国有林野を貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させる場合には、国有財産法第二十一条から第二十五条まで（鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。）の規定を準用する。

第八条 第二条第一項第二号の国有林野を売り払い、貸し付け、又は使用させようとする場合において、次に掲げる者からその買受け、借受け又は使用の申請があつたときは、これを他に優先させなければならない。

- 一 当該林野を公用、公共用又は公益事業の用に供する者
- 二 当該林野を基本財産に充てる地方公共団体
- 三 当該林野に特別の縁故がある者で農林水産省令で定めるもの
- 四 当該林野をその所在する地方の農山漁村の産業の用に供する者

2 国有林野の売払いの事例をいただいたが、全体でどの程度の売払いが行われているのか、過去の推移も含め、ご教示願いたい。

過去20年間の林野売払い実績は、以下の通り。

なお、売払面積は減少傾向にあるが、これは、公共事業の減少に伴い、「公用・公共用用途（ダム、道路等）」の売払事例が減少したためである。

(単位：ha)

年度	林野売払面積
平成6年度	4,077
平成7年度	3,751
平成8年度	3,773
平成9年度	3,357
平成10年度	2,500
平成11年度	1,726
平成12年度	1,740
平成13年度	1,803
平成14年度	1,631
平成15年度	2,203
平成16年度	1,034
平成17年度	843
平成18年度	883
平成19年度	586
平成20年度	414
平成21年度	514
平成22年度	462
平成23年度	359
平成24年度	509
平成25年度	190

(参考) 森林経営用財産（森林・原野）（行政財産） 758万ha

普通財産（森林・原野）0.3万ha

(※平成25年度末時点)

3 国有林野の貸付け等については、国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項において、可能な場合が規定されているが、

①この場合に限られている理由は何か

②この規定に基づき貸し付けた国有林野はないのか。貸し付けた件数と具体的な事例をご教示願いたい（各号ごとに）。

1 国有財産法において、行政財産は、原則、貸付けを行うことができない（国有財産法第18条）とされている。

2 国有林野は国有財産法上の行政財産であるが、国有林野は地域的分布の広大さ、成立の沿革及び所在地域住民との密接な関わりといった特殊性から、他の行政財産と同様一律の取り扱いとすることは、地元住民の協力を必要とする国有林野の管理経営に支障を来すおそれがあるため、行政財産であっても地元住民に貸付けを行うことが認められている。

3 その貸付を出来ることとされているものが、国有林野の用途目的を妨げないもので、それと同等若しくはそれ以上の公共性を有する用途、又は、所在地域の地元住民の福祉の向上等に役立つ用途として、国有財産法の特例として、「国有林野の管理経営に関する法律」第7条第1項各号に定められているものである。

4 貸付けた件数、面積（平成25年度末）と具体的な事例は次のとおり。

1号 28,429 件 40,226 ha … 都道府県道、電気事業用地

2号 255 件 732 ha … 鉱業用地

3号 0 件

4号 517 件 9,559 ha … 採草放牧地

5号 5,752 件 1,420 ha … 農道、用水路

計 34,953 件 51,936 ha

4 分収造林制度について、

- ①なぜ植栽から行わなければならないのか。既存林の枝打ち・間伐から契約してもよいのではないか。

国有林の分収造林制度は、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき国が行うことができるとされている制度であり、国は国有林野を提供する一方、契約相手方は一連の造林行為（植栽、保育（下刈り、除伐、枝打ち、保育の目的で行う間伐））を行う義務を負うものである。造林された樹木は、国と造林者と共有となり、収益を得る目的で行う間伐及び主伐による樹木の販売は国が実施し、その収益は契約時に定められた分収割合により分収するものである（国有林野の管理経営に関する法律第9条、国有林野の管理経営に関する法律施行規則第36条2）。

このため、既存林の枝打ち・間伐から契約することはできないこととなっている。

(関係条文)

○ 国有林野の管理経営に関する法律（抜粋）

(昭和二十六年六月二十三日法律第二百四十六号)

第三章 分収造林

(分収造林契約の締結)

第九条 農林水産大臣は、国有林野について、契約により、国以外の者に造林させ、その収益を国及び造林者が分収するものとすることができる。

(分収木の持分等)

第十一条 分収林につき、分収造林契約に基づき植栽した樹木（以下この章において「分収木」という。）は、国と造林者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益分収の割合によるものとする。

2～4（略）

○ 国有林野の管理経営に関する法律施行規則

(昭和二十六年六月二十三日農林省令第四十号)

第三章 分収造林

(分収)

第三十六条 分収林の収益分収は、分収木の売払代金をもつてする。ただし、国が保存することを必要とする樹木がある場合には、材積をもつてすることができる。

2 分収木の売払いは、森林管理局長又は森林管理署長が造林者と協議して行うものとする。

3（略）

4② 収益を分取するのではなく、国は貸付料を徴収し、収益そのものは契約者に帰属させる仕組みとすることはできないか。

国有林野については、国有財産法上、行政財産と位置づけられているものであることから、国が貸付料を徴収し、森林の使用収益権を全面的に特定の民間事業体に委ねることは国有財産法上の規定から困難である。

5 民間事業者からのヒアリングによると、例えば山梨県の県有林について民間への貸付け事例があると聞いているが、一方で、国有林の民間への貸付けが困難である理由を教示頂きたい。

県有林には国有財産法の適用はなく、その取扱については条例等で規定されるものである。

なお、国有林野を民間に貸し付けることについては、3への回答にあるように一部に可能なものがあるが、特定の民間事業者が森林経営を行うために貸し付けることは、4でも回答している通り困難である。

6 国有林野事業について、前回のヒアリングでは、国有林のスケールメリットを活かすことが重要であり、貸付け等を行えば国有林の優位性が失われるとの説明を受けたが、国有林が点在する場合や一定区域内で国有林の割合が民有林の割合より小さい場合には、当該区域の経営を一括して民間に任せることが合理的ではないか。

- 1 国有林野は、国有財産法上、行政財産と位置づけられているものであることから、その区域等に関わらず、その経営を一括して特定の民間事業者に委ねることは、国有財産法上の規定から困難である。
- 2 そのような中で、地域の施業集約化の取組を支援するため、国有林野に隣接する民有林と連携して森林共同施業団地を設定し、路網の連結等を通じて民有林内での効率的な団地形成を促す取組を進めているところである。